

大蔵委員會議録第六十九号

昭和二十七年五月十七日(土曜日)
午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
理事 小山 長規君 理事 松尾トシ子君
有田 二郎君 大上 司君
島村 一郎君 若米地英俊君
夏堀源三郎君 三宅 則義君
宮崎 靖君 宮原幸三郎君
高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 通一君
(銀行局長)
大蔵事務官(銀行局長) 大月 高君
行局銀行課長
委員外の出席者
大蔵事務官(管財局副局長) 堀口 定義君
日本開港銀行調査部事業調査課長 網野 貞雄君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

五月十六日
委員門脇勝太郎君辭任につき、その補欠として有田二郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月十六日
煙火類に対する物品税撤廃の請願(田中重彌君紹介(第二七三四号))の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
長期信用銀行法案(内閣提出第一一三三号)
日本開港銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

第一類第六号 大蔵委員會議録第六十九号 昭和二十七年五月十七日

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)
高金利等の取締りに関する法律案(内閣提出第一八四四号)
貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)(予)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。
前會に引続き長期信用銀行法案、貸付信託法案、日本開港銀行法の一部を改正する法律案、閉鎖機關令の一部を改正する法律案、及び高金利等の取締りに関する法律案の五法案を一括議題として賛成を続行いたします。賛成は通告順によつてこれを許します。三宅則義君。

○三宅(則)委員 私はただいま議題となりました長期信用銀行法案、政府といたしましては、勸銀とかあるいは興銀とかいうような大銀行を中心に考へておられると聞いておりますが、私もはなはだ地方の方にも分散いたしたいという気持があります。から、長期信用銀行は大銀行のみならず、地方にもひとつ設けたらどうであらうか。道州制を考えられ、また大府県といふことを考えますと、あながち東京のみの大銀行に依存する必要はない、こう考へておりますが、政府といたしましてはどういうお考えでありますでしょうか、承りたいと存じます。

○河野(通)政府委員 長期信用銀行につきましては、政府といたしましては、勸銀とかあるいは興銀とかいうような大銀行を中心に考へておられると聞いておりますが、私もはなはだ地方の方にも分散いたしたいという気持があります。から、長期信用銀行は大銀行のみならず、地方にもひとつ設けたらどうであらうか。道州制を考えられ、また大府県といふことを考えますと、あながち東京のみの大銀行に依存する必要はない、こう考へておりますが、政府といたしましてはどういうお考えでありますでしょうか、承りたいと存じます。

つきましては、今お話をございましたが、私もはなはだ地方の産業に対する長期資金の供給について、新しい長期信用銀行が大いに積極的に関与して行くといふことは、本来の使命として当然やるべきものであらうと考へております。ただたび／＼當委員會でもお答え申し上げておきますように、長期信用銀行といふものの性格からいたしまして、これは預金銀行、普通の銀行のようには、その採算性から見ても資金コストの点から見ても、能力、経験、技術等の面から見ても、なか／＼困難であります。私もはなはだできるだけ多数を望みますが、むしろ数は少くてもそれが強力なものである、信用の基礎が非常に強力であつて、技術、能力が十分備つたものであるといつたような銀行を考へて参りたいと思つておるのであります。これらの銀行につきましても、今勸業銀行等のお話が出ましたが、これらの問題については、まだ公式にも非公公式にも、法案も通つておりませんことでもありますし、私からここで御発言申し上げる筋ではないと思ひますが、いづれにいたしまして、できるだけ地方の産業、ことにそれが必要とする長期資金の供給について支障を起さないように、新しい長期信用銀行の運営については十分に考へて参りたい、かように考へておる次第であります。

○三宅(則)委員 今の局長のお話によりますと、東京において二、三の銀行というふうに考へられるわけでありますが、そういたしますと、地方の方にはその分店といふものが、支店といふものが、そういうものが働かなくて、地方の金融状況を勘案いたしましてやるものでございましょうが、私もはなはだこの長期信用銀行は、東京とか大阪というような大都會のみならず、中小の都市、大都市に次ぎまする中小都市においても、これを利用いたしたい、こう考へておりますから、何か分府支店等を利用せられまして、円滑に地方の事情にも応ずるよう、地方産業の振興に伴ひまして、こういうことをやつていただきたい、こう思ひます。が、今の予定ではどのくらいの数の分店または支店を置くような御予定でありますでしょうか、承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 銀行の数は、今的確に私も自分の腹づもりを持つておりませんが、大体さしあたりのところとしては、今お示しのように二つないし三つぐらいのところから出發して参りたい。今後の事情によりまして、これをさらにふやすことが適當であるという事象がありますれば、もちろん考へないではありませんが、さしあたりの問題としては、その程度から出發するといふことで参りたいと思つております。なお支店の数であります、これも今ここで一行について幾つぐらいの支店を予定いたしておるかといふことは、まだ申し上げる段階に至つておりません。実はまだどの銀行が

どういうような形で設立の申請があるのかもわかりませんので、申し上げられませんが、支店の制度及び代理店の制度、代理店貸しの制度等を十分に活用することによりまして、地方産業に対する長期資金の供給に遺憾のないように、十分なる行政上の指導はいたして参りたい、かように考へておる次第でございます。

○三宅(則)委員 不動産担保等を勘案いたしまして、有価証券の発行といふことを考へられることだろうと思つておられます。これにつきましても、多少割引いたしまして債券を売り出すといふこともあるわけでありますが、現今の場合におきましては、どのくらいの期間の債券を、お売出しになる御予定でございましょうか。これもひとつ参考のために伺つておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 債券と言われまは、おそろく金融債、長期信用銀行の發行する債券のことだと思ひます。この点は先般来もお答え申し上げておつたのでありますが、私もはなはだこの形で調達することが望ましい。しかしそのコストはできるだけ低いことが望ましい。しかし一般に申し上げると、長い資金といふものは現在のような金融情勢からなかつて、正常な経済のもとにおきましても、大體金融債券等でも十年、十五年といったような長

いものがございましたが、現在では大

体三年、特別なもので五年程度のもの
しか、金融債として発行がでないとい
思います。現在勸業銀行、興業銀行等
が発行したておりする債券の期限
等とにらみ合せながら、今後の経済が
正常化にだん／＼進んで参りますのに
応じて、できるだけ安定した資金を
確保するという上に、債券の期限は
長いことが望ましいと思ひます。ただ
一方で消化の關係も考えなければなら
ませんので、これらの点をよくにらみ
合せて、債券の条件、利率等の条件、
期限等につきましても、十分その点を
勘案して考へて行きたい、かように存
じております。

○三宅(則)委員 もちろん銀行局長が
査定をいたし、これを許可することに
なると思ひますが、結局長い間の信用
を保持するわけでありまして、政府
の強力な指示あるいは監督等が必要
であらうと考へるわけでありまして、
つきましては、それらに對します金利
等については、私は本心ではございま
せんが、地方の事情にも即應するよう
に、あまり高くてもいけませんし、低
過ぎてはいかぬ、こういう点がありま
すので、こういう点をひとつ地方の銀
行等ともよく勘案いたしまして、適当
な線を引くということが必要だと思ひ
ますが、政府といたしましてはどうい
う考へを持っておりますか、承りた
いと思ひます。

○河野(通)政府委員 御質問の通りに
考へております。
○三宅(則)委員 この資金を入れます
て、資本及び準備金の二十倍までを限
度といたして債券を発行する、こうい
うふうに考へておりますが、二十倍と
いうのは大体今までの経験から見まし

て、どんなふうでありましようか。適
当な発行があり、また引受が必要であ
ると考へておりますが、どういう状況
でありまして、売り出しましてから割
合簡單に引受けられるものでありまし
ようか。あるいは年々歳々これを区分
いたして発行いたして行くものである
か。その辺はどう考へておりますか。
お伺ひいたします。

○大月政府委員 この限度の二十倍
は、従来の債券発行銀行の限度と同様
でございまして、これは昔の長期金融
をやつております特別銀行の債券限度
とも同様であります。各国におきまし
ても、この限度は特に多くなりまし
と、結局銀行の債務になるわけござ
いまして、自己資本に對してはいわば危
険性がふえる、そういう意味において
一定の限度をきめる慣例になつてお
りまして、大体五、六倍程度から十
倍、二十倍というような例が多いよう
でございまして、最大限大体二十倍と
いうのが例かと存じます。それで発行
いたしますにつきましては、毎期の消
化の見込みを考へながら、現在、たと
えば日本興業銀行、日本勸業銀行にお
いて実行いたしておると同様に、消
化のできる範囲におきまして毎月五億
とか十億とか、そういう計算をもつて
発行して行くことになつております。

○三宅(則)委員 銀行局長にお尋ね
いたしますが、先般銀行等の債券発行に
關します法律を通したと思つており
ますが、その後どういふような傾向に
なりましたか、その債券が発行せられ
たか、せられなかつたか。これもひとつ
参考にお尋ねいたしたいと思ひます。
○河野(通)政府委員 銀行等の債券の
発行に關する法律は昭和二十五年に成

立いたしましたわけでありまして。この法律
に基いて、現在日本興業銀行、日本勸
業銀行、北海道拓殖銀行及び農林中
金、商工中金が債券を発行いたしてお
るわけでありまして。この法律は、御案
内のように発行しようと思ひます場合
には、大蔵大臣に届出をすることによ
つて発行ができることに相なつておる
わけでありまして。この制度によりまし
て現在まで発行いたして参りましたも
のは、詳細の数字は他の政府委員から
お答え申し上げますが、まずその大部
分と申してもよろしうございまして引
受けられ、そのほかの部分につきまし
ては、各銀行の債券によつて違いま
すが、他の相当部分が金融機關——こ
れは普通の銀行及び農業協同組合であ
りますとか、あるいは信用組合、信用
金庫、相互銀行等によつて引受けられ
ております。純粹の意味の個人のこれ
らの金融債の引受というものは、現在
の資金の状況から見まして、さほどに
金額は多くに上つておらない、こうい
うふうな情勢に相なつておるわけであ
ります。この債券発行法の制度——現
在の日本の情勢、日本の現状及び今後
の見通しから見まして、ただどの銀行
でも届出一本で債券が発行できるとい
う制度は、日本の制度として適當でな
いということが、この長期信用銀行の
制度を御提案申し上げておる趣旨の一
つであります。そういう意味で、この
法案が通過せられましたあかつきにお
きましては、この附則によりまして、
債券発行法は當然廃止して参る。その
債券発行法にかつてこの長期信用銀
行の新しい制度ができる、かように御
了承願したいと思ひます。

なおもし数字が必要でありますれば、
数字をお答え申し上げます。
○大月政府委員 現在日本勸業銀行、
日本興業銀行、北海道拓殖銀行、この三
行において発行いたしております債券
の三月末の残高は、勸業銀行が三百二
十五億、興業銀行が六百七十億、北海
道拓殖銀行が三十四億、合計一千三十
億でございまして。それから農林中央金
庫が九十一億、商工中金が九十二億、
全体合算して約一千二百億見当にな
つております。

○三宅(則)委員 これは私は根本のこ
とをお伺ひするのでありますけれども、
も、資本金を五億と定められたその根
拠であります。こういうような大銀行
でありますから、相当資本金も多く
なければいかぬと思ひますし、またこ
れに對しては政府も相当出資すべきも
のであらうと思ふのであります。あ
るいは一般の人からも出資を仰ぐよう
になりましようか。その辺をひとつは
つきりとお示しを願ひたいと存じま
す。

○河野(通)政府委員 最低の資本金を
五億と定めましたのは、御案内のよう
に一般の預金銀行等と比較いたしまし
て、やはり信用の基礎を強固にしなけ
ればならぬ、そういう意味から、現在
の普通銀行に比べまして、最低資本金
を非常に高くいたしております。現在
の銀行法に基きますと、普通銀行
は、大都市におきましますものが二百萬、
その他の地域におきましますものが百萬圓
というものが、最低資本金に押えられて
おります。これはもちろん戦争前から
の法律でありますから、現在の貨幣價
値から言ふと適當でないものでありま
して、この点はいずれ銀行法を改正いた

しますときに、全面的に改正はいたし
たいと思ひますが、それにいたしまし
ても、普通銀行の資本金よりもやはり
資本金は相當強固なものにしなければ
ならぬ、こういう意味で五億という数
字を出したわけでありまして。この引
受の方法であります。現在當議院に
考へられますことは、日本興業銀行あ
たりはそのまますく新しい長期信
用銀行になると思ひます。これはその
ままその資本金を持つて参るわけであ
ります。これらの資本金の中には、御
案内のように見返り資金からある程度
優先株の出資をいたしておるわけであ
ります。今後新しい長期信用銀行が新
設される場合におきましては、できる
だけ民間の資本によつてその資本金を
充實して行くことが望ましいのであり
ます。これらの機關を育成いたして参
りますために、必要がありましますな
らば、この法案の附則の十項に、當分の
間、國は、長期信用銀行が発行いたし
ます議決権のない株、いわゆる優先
株であります。これを引受けること
ができるという規定ができておるわけ
であります。そのあとの規定もずつと
これに關連した規定であります。こ
ういふ特別の規定を長期信用銀行につ
いては適用して参りたい。それにより
まして、もちろん財政上予算上の拘束
もございまして、必要があれば國が優先
株の引受をやつて参るといふ道を開い
てあるわけでありまして。今後どの程度
それでは國が優先株を引受けるかとい
う点であります。これは今後長期
信用銀行がどこに設立されるか、そう
してその資本の充實がどういふ形で
できるかという具体的な見通しをつけた
上でないと、なか／＼ここでは申し上げ

けるわけに参りません。法案が御通過願えますならば、その上で十分考へて参りたい、かように考へております。

○三宅(則)委員 非常にこまかいことでありまして、長期信用銀行というのは特別の銀行でありまして、従来いわれておる銀行法でやる銀行ではない、こうなつておりますが、一般の人は混同するおそれがあると思ひます。これは一般の銀行と違ふのだというために、長期信用銀行といふことをうたつたのだと思ふのでありますが、この点についてもちろん疑惑を起す人はないと思ひますし、別段銀行法を改正する必要はないと思ひますが、どういふ意味合いで別にされたか。その辺をひとつ御説明願ひたい。

○大月政府委員 この長期信用銀行も、お尋ねのごとく広い意味の銀行であることはもちろんでございます。預金につきましても制限はございまして、けれども、やはり受入れをするということになつております。それから貸出しにつきましても、短期の貸出しについて制限をはつきり設けておるのでございまして、しかしやはり貸出しをする。そういったしますと、預金をとつて貸出しをするという行為、それからこの第六条の業務にもございまして、為替取引を実行いたすわけにございまして、それだけの要素がございまして、普通銀行とその点だけでは全然同じでございまして、ただ違ひますところは、第四條がその性格を明瞭にいたしておるか存するのでございまして、資金源をいたしまして一般の銀行では債券が発行できない。それに對しまして債券を発行して、その資金を得るという点が一つの特色であります。

す。それから逆に融資の面におきましては、金は貸すわけにございましてけれども、設備資金または長期運転資金に關する貸付を主たる業とする、そういう点におきまして普通の銀行と異なつておるわけにございまして、異なつておる面から申しますと、いわゆる普通銀行法にいう銀行ではないという性格が明瞭になるわけにございまして、これを外部から見ました場合に、はたして混同のおそれがないかどうかという問題でございまして、現在ございまして日本興業銀行は多分長期信用銀行になるだらうと思ふのでございまして、その場合に一般の人はやはり興業銀行の性格といふものを旧來からよく認識いたしておりました、間違ひ心配もないかと思ひます。それから新しく何らかの銀行が——かりに長期信用銀行ができるといたしますれば、この法律によりまして銀行といふ名前をつける必要があるといふのが最小限度の要請でございまして、認可事項になつておりますので、一般の銀行とまぎらわしくないように、特性がはつきりするようにならざるを認可いたして参りたい。それからこの長期信用銀行は、数が十も二十もといふわけにございまして、一般から見ても二つないし三つの銀行を、ほかの銀行と識別するといふことは困難ではなからう、そういう意味におきまして、一般の人が誤認いたしまして迷惑をするということもないと思ひます。

○三宅(則)委員 今お話になりました四條の規定では「設備資金又は長期運転資金」となつておりますが、今の状況では何年くらいを中心として考へられますか。私どもには設備資金等に

は十年くらいということも考へられるし、また運転資金のごときは二年もしくは三年くらいとも考へられますが、一応のめどをいたしましてはどのくらいのものを持つておられますか、承りたいと思ひます。

○大月政府委員 設備資金をいたしましては、経済の状況に應じてそのとき、よく考へられると思ひます。現に戦前におきましては、この貸出しが十年以上におつたつておるものが多数あつたわけにございまして、一般の長期の貸出しといふものは、長期の設備資金といふものは、そういうものを意味しておつたわけにございまして。現在設備資金として出ておりますものは、最長が五年でございまして、これは長いほど希望されるわけにございまして、まだ経済が十分に安定いたしてございまして、五年以上の貸出しは現在ございせん。ただ行政の指導におきましても、銀行側の希望、産業側の希望のいずれにしましても、情勢が許せば逐次これを長くするように努力いたして参りたいと思ひます。それから長期運転資金に關しまして、この長期は一体どのくらいかといふことは、やはりそのとき々の情勢によつてかわるべきものでございまして、常識的に申しますと、短期と申しますと大体六箇月未満のものを一般に言つております。それから一年以上となりまして、これは確實に長期の概念に現在では入るかと思ひます。結局六箇月ないし一年程度のところが中期でも言ひ得るものかと思ひますのでございまして、法律的に申しますと、短期にあらずもの、つまり中期及び長期、これを含めまして長期運転資金の概念に入

れるべきものかと考へております。従つて必ずしも六箇月というわけではございせんが、その辺のところがめどでございまして。

○三宅(則)委員 あまり長くなるといけませんから、もう一点だけ銀行局長にお尋ねしたいと思ふのであります。今政府委員から御説明がありましたように、債券を発行して設備資金もしくは長期運転資金を融通するといふことになつておりますが、その鑑別、識別等をよく勘案するとともに、また借りかえといふ五年で長期資金、設備資金の借りかえといふこともあるかと思ひます。そういう面についてはどういふふうに銀行局長はこれを指導し、監督する意思でありますか、ひとつ承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 借りかえについては別に制限はないわけにございまして、設備資金として長い利用期間の資金があつて、その設備をつくりましたところが、いろいろな都合で資金が契約の通りの期間に返せないという場合もありまします、そういう場合に借りかえるといふことは——必ずしも借りかえるといふことを當然と認めるわけではございせんが、必要に応じて借りかえは当然長期資金として認めて参りたいという点につきましては、現在やつているところと何らかわつてはあります。普通地方銀行がやつているところと何らかわつてはあります。

○河野(通)政府委員 貸金業法の第八條の趣旨は、臨時金利調整法のこれこれの条文を準用するといふことであります。この規定を入れました理由は二つあるわけにございまして。一つは、この前申し上げましたように、臨時金利調

○三宅(則)委員 はなはだ長くなりまして、最後にいたしますが、結局長期信用銀行といふものは政府の指示いたします銀行ことに信用の深い銀行であるというわけにございまして。ことに

○佐藤委員 前にお尋ねいたしたのであります。またはつきりいたしませんので、重ねて高金利等の取締に關する法律案について一、二お伺ひしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 前にお尋ねいたしたのであります。またはつきりいたしませんので、重ねて高金利等の取締に關する法律案について一、二お伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 貸金業法の第八條の趣旨は、臨時金利調整法のこれこれの条文を準用するといふことであります。この規定を入れました理由は二つあるわけにございまして。一つは、この前申し上げましたように、臨時金利調

整法は、貸出しその他の金利について、預金とをさういふものの金利について規制はいたしておりますが、媒介の手数料については実は規定はないわけでありまして、貸金業についてはさういふ媒介の手数料という問題が非常に多いのでありますから、臨時金利調整法にはさういふ規定はないけれども、臨時金利調整法の規定を準用して、それと同じような取扱いができるように、たとえば臨時金利調整審議会にかけて、さうしてそれを告示するというような取扱いが、貸金業についてはできるようにして行きたいというのが、この準用の規定の一つの理由であります。それからもう一つは今のお話のように第十四条に規定がございますが、貸金業者の金利というものは――御承知のように一般の金融機関の金利が二銭五厘から三銭五厘、あるいは庶民金融機関で大体四銭から四銭五厘といふたようなものに対して、あるいは三十銭であるとか四十銭であるとか非常に高いものであります。これらにつきましては、臨時金利調整法による規定によつて告示されたものに反するような金利を出した場合には、罰則に結びつけるということが必要になつて参りますので、これを準用することによつて八条と十四条との関係におきまして、もし告示された場合には、その告示に違反した場合には十四条によつて罰則が来る、こういうことになつたといふ。一般の金融機関については、実は金利調整法には罰則がないわけでありまして、貸金業者につきましては、その罰則に結びつけるためにこの八条を突は入れたわけでありまして、その点は特にこの規定がなくとも方法はあるので

したものを受理いたしました場合には、それを越えて金利をとりました場合には、当然に貸金業法の取締りに関する規定の罰則が来る、こういうふうな仕組みに相なつておるわけでありまして、制度としてはさういふ制度を活用することによつて、必ずしも臨時金利調整法の規定を發動する必要はないといふふうに考えたわけでありまして、もつとも問題は結局業務方法書に書かしておる金利の水準が、五十銭とか三十銭とかありますが、これが高いか安いのかの問題についてはさういふ御議論があると思ひます。その点は実体論でありますから、さういふ御意見の点は十分承知したいと思ひますが、私どもとしては今行政上の指導をいたしておりますところ、適当であらうと思つてやつておるわけでありまして、それを前提にいたしまして、制度としては必ずしも金利調整法の規定を發動しなくても、今申し上げましたような筋道によつて十分必要な取締りができ、さういふ観点に立つておるわけでありまして、従ひまして臨時金利調整法の告示はいたしておらぬ、さういふふうに御了承いただきたいと思ひます。

れたのであつて、実際の効果は初めから考へておらなかつた、さういふふうにも考へられるのですが、その点はいかがでしようか。

○河野通政府委員 実ははなはだ申訳ないのでありますが、立案当時私関係してございまして、的確な御答弁が、必ずしも当時さういふ規定を發動することを予想しないで、かつこうをつくるためにさういふ規定を挿入したものと考へておりました。当時の人がおりましたので、はなはだ答弁が十分にできませんけれども、私どもはこの臨時金利調整法の規定の適用をあるいは準用をいたす場合もあり得る。しかしながら一方では業務方法書による指導によつて目的を達する方法もある。この際としては業務方法書の記載事項を十分に審査することによつて、その目的を達成し得ることを考へたので、臨時金利調整法の規定を發動するといふ方法によらなかつたわけでありまして、どちらの方法によつても目的は達し得ると思ひますが、さういふ問題としては今申しましたような方法で取締りの目的を達成し得るという観点に立つて、さういふ行政措置をとつておるわけでありまして、必ずしも立案當時からこの臨時金利調整法の規定を準用するといふ規定は、全然發動するつもりはなかつたといふ意味で立案されたものとは、どうも解しがたいと思ひます。

をした場合にのみ、わずかに現在の金融状況としてはきつめて安い三万円以下の罰金、これだけはこの法律の中の罰則の唯一の効果であつて、ほかの面にはほとんど効果を及ぼさない。すべて行政指導によつて、その行政指導がよかつたか悪かつたかといふことは別であつて、その行政指導に従わなくて虚偽の申立てをしたときだけに、わずかな罰金刑をつけておつたといふのは、これはわれ／＼がこの法案を審議する場合に、八条、十四条といふものに重きを置くがゆゑに、二十条のこれをおつたのであります。さういふところ、御説明は御説明として、われわれがやはりひつかつたような気がするのであります。この点はまだもう少し研究して、またお尋ねすることもあると思ひますので、さういふことだけにしておきます。

午後零時九分散会

○吉米地(英)委員 そこに問題があるのではありません、これは明らかに金利とか媒介手数料とかいふようなものが高過ぎてはいけなから、それを取締るといふことが起つて挿入された規定であつたのであります。しかるに臨時金利調整法の第五條によつて告示してないがゆゑに、この効果といふものは全然ゼロになつてしまふ、さういふことになりまして、そこで何ゆゑに臨時金利調整法の第五條の告示をしない、せつ／＼さういふ規定を挿入しておきながら、その効果をあらしめなかつた理由はどこにあるか、さういふことになるわけですが、その点はどうでありますか。

○河野通政府委員 私どもは臨時金利調整法によつて貸金業者の金利を告示いたさなくても、ほかの道で、適当な方法で取締りができるという観点に立つておるわけでありまして、具体的に先般も御説明申し上げましたように、各貸金業者はその事業を営みますに、大蔵大臣に届出をいたします。届出をする際に業務方法書にその金利の最高限を書かしておるわけでありまして、その金利の最高限を書いて参りま

○吉米地(英)委員 もし局長の御説明のようであるならば、第十四条に何も「臨時金利調整法第五條の規定による禁止を免れる行為をしはならない」とさういふ厳格な法文をさしはさむ必要はなく、初めから行政指導によつてやつて行く、それが適当であるといふならば、この十四条といふものはなくともよかつたのではないかと。ただ貸金業等の取締りに関する法律を通す場合の技術的な一つの形式を整えるために入

○吉米地(英)委員 局長の御説はさうであるかもしれないけれども、われわれの方から言いますとどうしてもそれとしか思へない。ただこの取締法によつて、第二十條の第一号の虚偽の申告

午後零時九分散会